郵送による国民健康保険喪失届出の方法

　職場の健康保険に加入したときや職場の健康保険の被扶養者になったときは、大河原町の国民健康保険をやめる手続きが必要です。

　手続きは郵送でも受け付けしていますので、必ず手続きをお願いします。なお、郵送による喪失届出が出来る方は、世帯主及び国民健康保険をやめる方本人、又は住民登録上同一世帯の方に限ります。

【必要なもの】

１．新しくできた職場の健康保険証のコピー（国民健康保険をやめる方全員分）

２．大河原町の国民健康保険証（国民健康保険をやめる方全員分）・高齢受給者証（70歳以上の方）は返却してください。

３．届出者の本人確認書類のコピー（下記のいずれか）

　　○1点（写真付きのもの）

個人番号（マイナンバー）カード・運転免許証・パスポート　等

　　○2点（上記のものがない場合は2点）

健康保険証・介護保険証・年金手帳・各種受給者証　等

４．異動届

上記１～４をお送りください。

※個人情報及び特定個人情報を含む書類のため、簡易書留等での郵送をおすすめします。

宛先：〒989-1295

宮城県柴田郡大河原町字新南19番地

　　　　　　　　大河原町役場　健康推進課　保険給付係

お問い合わせ先：大河原町役場　健康推進課　保険給付係

　　　　　　　　電話　0224-51-8623